

第4しょうけい館について

●設置目的

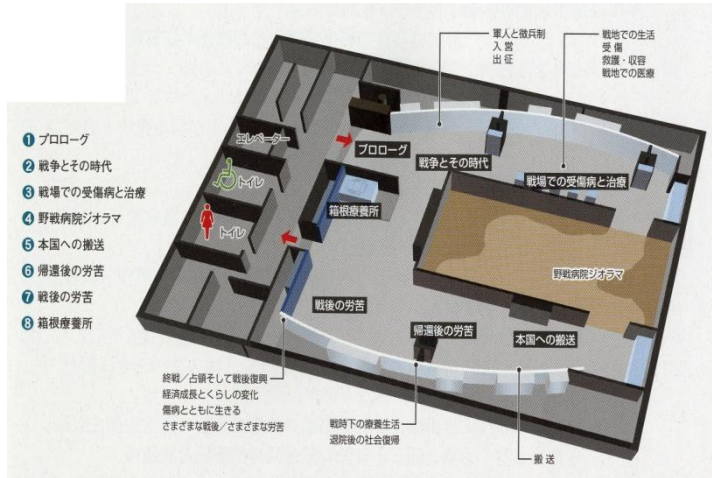
しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、後世代の人々にその労苦を知る機会を提供する国立の施設です。(平成18年3月開設)

●事業の概要

- 1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

《常設展示について》

体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。



戦場スケッチ

《企画展について》

常設展示とは違った視点や内容等により、夏と春には企画展を開催し、それ以外の期間にはしょうけい館にて新規に制作した証言映像を中心とした企画上映会を開催しています。

企画展	
平成22年3月～5月	あふれる想い、伝える言葉～戦傷病者とその家族等が綴る体験記展～
平成22年7月～9月	昭和の夫婦～“戦傷病者の妻”が生きた時代～
平成23年3月～5月(予定)	ひたすらに、ひたむきに生きて半世紀 -戦傷病者とその家族が語る人生の歩み-(仮)

企画上映会	
平成22年9月～12月	新収録映像企画上映会
平成23年9月(予定)	新収録映像企画上映会(仮)

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13共同ビル
開館時間	10:00～17:30(入館は午後17:00まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホ-ムペ-ジ	http://www.shokeikan.go.jp

第5 戦傷病者特別援護法関係統計表

項 目		援 護 の 内 容	摘 要
1	戦傷病者手帳の 交付（第4条）	軍人軍属等で公務上の傷病により 一定程度の障害を有する者等に 交付	交付人員 29,673人 (平成22年4月1日現在)
2	療養の給付又は 療養費の支給 (第10条、第17条)	公務上の傷病につき療養を必要と する者に給付（支給）	療養患者数 718人 (平成22年4月1日現在)
3	療養手当の支給 (第18条)	1年以上の長期入院患者で傷病 恩給等の年金を受けていない者に 支給（月額29,400円）	受給者 2人 (平成22年4月1日現在)
4	葬祭費の支給 (第19条)	療養の給付を受けている者が死亡 した場合にその遺族に支給 (201,000円)	支給件数 18人 (平成21年度)
5	更生医療の給付 (第20条)	職業能力等の回復、向上のための 手術が必要な者に給付	給付件数 0件 (平成21年度)
6	補装具の支給及 び修理 (第21条)	一定程度以上の障害を有する者に 義肢、車椅子等を支給（修理）	支給修理件数 341件 (平成21年度)
7	国立保養所への 収容 (第22条)	重度戦傷病者の国立保養所への 収容	入所者数 0人 (平成22年4月1日現在)
8	旅客会社等の 乗車船について の無賃取扱い (第23条)	障害の程度により一定回数の旅客 会社等の乗車船について無賃扱い にする (予算措置は国土交通省)	乗車券引換証交付人員 14,874人 (平成21年度)
9	戦傷病者相談員 (第8条の2)	戦傷病者の生活等の相談に応じ、 援護のために必要な指導を行う (謝金 年額25,100円)	戦傷病者相談員数 811人 (平成22年5月25日現在)

第6 中国残留邦人等の数

(1) 中国残留邦人の状況 (平成23年2月1日現在)

ア 孤児の肉親調査

孤児総数	2, 816人
うち身元判明者	1, 283人

イ 永住帰国の状況

永住帰国者の総数	6, 656人 (家族を含めた総数20, 816人)
うち孤児	2, 551人 (" 9, 364人)
うち婦人等	4, 105人 (" 11, 452人)

(注) 孤児世帯の中に夫婦とも孤児の者が4世帯いるので、帰国世帯数は、孤児2, 547世帯、婦人等4, 105世帯、計6, 652世帯である。

ウ 一時帰国の状況

一時帰国の延人数	5, 799人 (家族を含めた総数 9, 684人)
うち孤児	1, 285人 (" 2, 521人)
うち婦人等	4, 514人 (" 7, 163人)

(注) 一時帰国者の中には、

再一時帰国者 1, 517人 (孤児463人) が含まれている。

(2) 樺太等残留邦人の状況 (平成23年2月1日現在)

ア 永住帰国の状況

永住帰国者の総数	97人 (家族を含めた総数 244人)
うち樺太	78人 (" 199人)
うち旧ソ連本土	19人 (" 45人)

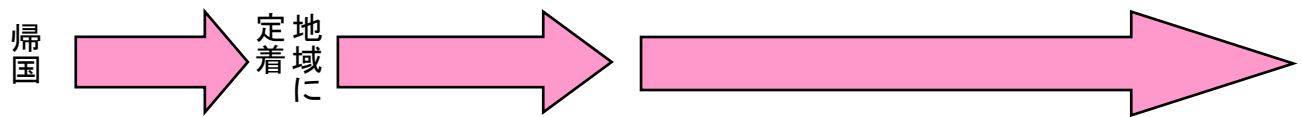
(注) 永住帰国者世帯の中には、残留邦人である親族が5人いるので、残留邦人の帰国世帯総数は92世帯である。

イ 一時帰国の状況

一時帰国の延人数	1, 944人 (家族を含めた総数2, 703人)
うち樺太	1, 720人 (" 2, 328人)
うち旧ソ連本土	224人 (" 375人)

(注) 一時帰国者の中には、再一時帰国者1, 453人が含まれている。

第7 中国残留邦人等に対する支援策のフローチャート



研修施設での支援	中国帰国者 定着促進 センター	中国帰国者自立 研修センター	中国帰国者支援・交流センター
	<ul style="list-style-type: none"> ◎帰国後 6ヶ月 ◎入所施設 ◎集団指導で <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教育 ・生活指導 ・就職相談 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎定着後 8ヶ月 ◎通所施設 ◎事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導 ・生活指導 ・就職相談 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎永続的に利用可能 ◎通所施設 ◎事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・就労に結びつくような日本語習得支援 ・生活相談や帰国者同士などの交流支援 ・各地のボランティアの活動情報の収集と提供 等

地域での支援	<p>地域における多様なネットワークを活用し、地域で安定して生活できる環境を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助 ・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー)の活動費補助等 ◎身近な地域での日本語教育支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成 ・民間日本語学校利用時の受講料補助 等 ◎自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助 ◎中国帰国者等への地域生活支援プログラムの実施
--------	---

生活支援	満額の 老齢基礎 年金等の 支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても追納を認める。 ・ 追納に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給。
	補完する 支援給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満額の老齢基礎年金相当額を、収入認定除外 ・ 厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外 ・ 住宅費、医療費等も個々の世帯に応じて支給 ・ 中国語等のできる支援・相談員の配置